書類作成後、メールorＦＡＸにて送付ください。

メールアドレス：keiei@hamamatsu-cci.or.jp

ＦＡＸ番号：053-452-6685

**「月次支援金」事前確認書類**

**【下記を事前にご確認いただき、漏れなく☑をして下さい】**

**浜松商工会議所の会員企業です。**

**※会員限定の対応（費用:対価(報酬)はかかりません）となりますので、**

**非会員の方で事前確認を希望する方は、下記より他登録機関を検索して下さい。**

**【登録機関検索サイト】**

[**https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/**](https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/)

**初めて事前確認書類の発行を希望します。**

**※一時支援金又は月次支援金の申請に際して事前確認を受けた場合には、改めて事前確認を行う必要はありません。**

１．企業情報の記入

連絡先情報：

・会社名(屋号)：

・代表者名：

・担当者名(役職)：

・ＴＥＬ：

・携帯番号：

・ＦＡＸ：

・メールアドレス：

２．申請希望者の情報

**※すべての項目に漏れなく記入・☑をしてください。**

事業形態：法人 個人事業主（事業所得） 個人事業主（主たる収入が雑収入・給与所得）

申請希望者の情報：

・申請ＩＤ：

・電話番号：

【法人の場合】

・法人番号：

・法 人 名：

【個人事業者の場合】

・氏　　名：

・生年月日：(西暦)　　　年　　月　　日

　裏に続く

**― 以下の全項目を必ず確認し、☑してください ―**

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が 50％以上減少しなければ（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、月次支援金の給付要件を満たさない**ことを認識しているか。

**前年又は前々年の同月比で売上が 50％以上減少したとしても、**緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、月次支援金の給付要件を満たさない**ことを認識しているか。

（補足）

・月次支援金の趣旨・目的に基づき、**売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要**であることに加えて、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、**通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する**場合、（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、）**売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している**場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、）**単に営業日数が少ない**ことにより対象月の売上が 50%以上減少している場合は、**給付要件を満たさない。**

**事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、月次支援金の給付対象ではない**ことを認識しているか。

月次支援金の給付を受けた場合、「2019 年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には **7 年間保存する義務**及び**中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務**があることを認識しているか。

**「地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払い対象となっている事業者」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」**は給付対象外であることを認識しているか。

**今後、事業を継続する意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合**（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識しているか。

代表者又は個人事業者等本人が**宣誓・同意書を全て読んだ上で自署**したか。

一時支援金又は月次支援金の給付の申請について、**いずれかの申請が不給付**となった場合には、**全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負う**などすることを認識しているか。

月次支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどするほか、特に**不正受給の場合には受給額に延滞金及び２割の加算金を加えて返還する義務**を負うことや、**氏名等の公表**及び**刑事告発**され得ることを認識しているか。

「誤りなく正しく申請するため、申請前に、経済産業省のホームページに掲載されている**『緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について』という資料を全て読んでいるか。**

|  |
| --- |
| 当所にて事前確認が登録でき次第、メールorＦＡＸにてご連絡をいたします(３営業日以内)。 |